証券コード2904
平成27年８月31日

株　主　各　位

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役社長　野　崎　正　博

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年９月16日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年9月17日（木曜日）午前10時　（受付開始　午前９時）

２．場　　所　新潟市東区下木戸１－４－１　　新潟市東区役所２階
東区プラザ　ホール
（当社は、株主総会を新潟県新潟市東区津島屋の当社会議室で開催してまいりましたが、本株主総会におきましては、より多くの株主の皆様にご出席いただきますよう上記会場で開催することといたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第51期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第51期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈、ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第８号議案　監査等委員である取締役以外の取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ichimasa.co.jp）に掲載しておりますので本招集ご通知には掲載しておりません。

◎当日は軽装（クールビズ・ノーネクタイ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ichimasa.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事 業 報 告

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策の効果もあり、企業収益の向上や雇用情勢の改善など緩やかな回復基調にあるものの、昨年の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や円安による物価上昇の懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましても、節約志向や低価格志向は依然として根強く、消費者ニーズの多様化や価格競争の継続など、厳しい状況が続いております。

このような環境のなか、当社グループでは「目指す姿、実現に向け成長戦略を加速するとともに、事業領域の拡大を目指そう。」をテーマとして生産技術革新、自動化・省力化の推進や技術力が評価される海外事業の展開に努めてまいりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は344億26百万円（前連結会計年度比10億22百万円（3.1％）の増加)、営業利益は３億82百万円（前連結会計年度比８億39百万円（68.7％）の減少)、経常利益は４億61百万円（前連結会計年度比７億16百万円（60.8％）の減少）となり、当期純利益は１億25百万円（前連結会計年度比11億35百万円（90.0％）の減少）となりました。

当社グループにおけるセグメント別の経営成績の概要は以下のとおりであります。

① 水産練製品・惣菜事業

当事業におきましては、国内景気が回復の兆しを見せるなか、昨年の夏秋期間の天候不順に加え、今冬は局所的大雪などはあったものの、昨年に比べ暖冬だったこともあり、水産練製品の需要にとっては厳しい状況でありました。

このような環境のなか、新製品の発売ならびに製品リニューアルなどの販売促進施策により「蒲鉾」・「竹輪」・「かに風味」商品群は堅調に推移し、さらに12月のおせち商品群も好調な販売結果を残すことができました。

一方、主に原材料、エネルギーコスト等の高騰による生産コスト上昇により利益面では前連結会計年度を下回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は297億61百万円（前連結会計年度比4.2％増)、営業利益は２億22百万円（前連結会計年度比66.7％減）となりました。

② きのこ事業

当事業におきましては、国内では天候による野菜相場の変動により、きのこ価格も大きく影響を受けるなか、販売数量が伸びなやむなど、厳しい環境で推移いたしましたが、売上高は前連結会計年度と同水準となりました。しかしながら、海外連結子会社の販売数量未達に伴う創業赤字が生じたため、利益は前連結会計年度を下回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は41億93百万円（前連結会計年度比0.2％増）、営業利益は４百万円（前連結会計年度比99.1％減）となりました。

③ その他事業

運送事業におきましては、定期輸送便の一部終了等により売上高は前連結会計年度を下回ったものの、物流機能の効率化に努めた結果、利益は前連結会計年度を上回る結果となりました。

倉庫事業におきましては、新規入庫は低調に推移いたしましたが在庫量を高い水準で維持し、また、保管効率の向上に努めた結果、売上高・利益とも前連結会計年度を上回る結果となりました。

また、前連結会計年度においてゴルフ場事業を譲渡しております。

以上の結果、その他事業の売上高は４億71百万円(前連結会計年度比28.2％減)、営業利益は１億50百万円（前連結会計年度比34.8％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は25億51百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

本社工場の練製品生産設備
聖籠工場の練製品生産設備
東港工場の練製品生産設備
山木戸工場の練製品生産設備
栽培センターのきのこ生産設備
一正農業科技（常州）有限公司の建物及びきのこ生産設備

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、自己資金ならびに金融機関からの借入金及び社債の発行をもって充当しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、平成25年７月から平成28年6月までの３ヶ年の中期経営計画に基づき、平成27年１月に創業50周年を迎え、100年企業に向かう第２創業期にふさわしい事業基盤を創り上げていくため、発展の方向性と戦略を明確化し、実行するとともにチャレンジングな事業展開を行ってまいります。

当社グループは、「体質改造」と「需要の創出」を主なテーマとして、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として中期経営基本方針といたしております。

【中期経営基本方針】

「体質改造」　：永続企業としての取り組み
① 競争力確保に向けての生産性向上
② 戦略的な設備投資
③ 自立した強い現場力の実現
④ 人事体制の強化
⑤ 財務体質の強化
⑥ コーポレート・ガバナンスの充実

「需要の創出」：少子高齢化・人口減少社会への取り組み
① コア事業の基盤強化と成長分野へ積極的拡大
② 商品領域の拡大
③ 海外市場の更なる開拓

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第 48 期 (平成24年６月期)	第 49 期 (平成25年６月期)	第 50 期 (平成26年６月期)	第 51 期 (平成27年６月期)
売　上　高	30,769百万円	31,274百万円	33,403百万円	34,426百万円
営　業　利　益	1,901百万円	1,430百万円	1,222百万円	382百万円
経　常　利　益	1,883百万円	1,425百万円	1,178百万円	461百万円
当　期　純　利　益	725百万円	600百万円	1,260百万円	125百万円
１株当たり当期純利益	39.16円	32.43円	68.06円	6.78円
総　資　産　額	20,035百万円	21,101百万円	23,875百万円	25,932百万円
純　資　産　額	6,690百万円	7,505百万円	8,842百万円	9,663百万円

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
２．平成27年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第48期（平成24年６月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イチマサ冷蔵	50百万円	100.0%	運送・倉庫事業
マルス蒲鉾工業株式会社	10百万円	100.0%	食品製造販売事業
一正農業科技（常州）有限公司	1,450万US$	100.0%	きのこ生産販売事業

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は３社であります。当連結会計年度の連結売上高は344億26百万円と前連結会計年度に比し10億22百万円（3.1%）増加となりました。

また、当連結会計年度の連結当期純利益は１億25百万円と前連結会計年度に比し11億35百万円（90.0%）減少となりました。

(7) 主要な事業内容（平成27年６月30日現在）

水産練製品・惣菜事業

① 水産練製品の製造販売
② 各種惣菜の製造販売
③ 前各号に附帯する一切の業務

きのこ事業

① きのこ類の生産販売
② 前号に附帯する一切の業務

その他事業

① 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
② 倉庫業
③ 前各号に附帯する一切の業務

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年６月30日現在）

① 当社の主要な工場及び営業所

本社：新潟市東区津島屋七丁目77番地
工場：本社工場（新潟市東区津島屋）
聖籠工場（北蒲原郡聖籠町位守町）
東港工場（新潟市北区白勢町）
山木戸工場（新潟市東区山木戸）
北海道工場（小樽市銭函）
関西工場（守山市古高町）
栽培センター（阿賀野市十二神）
支店：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所：上記支店内及び主要都市３ヶ所に開設

② 子会社の事業所

株式会社イチマサ冷蔵（新潟市北区白勢町）
マルス蒲鉾工業株式会社（新潟市中央区本町通）
一正農業科技（常州）有限公司（中華人民共和国江蘇省常州市）

(9) 従業員の状況（平成27年６月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
水産練製品・惣菜事業	689名	8名増
きのこ事業	157名	1名増
その他事業	45名	4名増
合計	891名	13名増

（注） 臨時従業員は、前期で1,099名、当期で1,145名であり、上記従業員数には含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
803名	4名増	39.8歳	11.6年

（注） １．社外への出向者16名は、上記従業員数には含まれておりません。
２．臨時従業員の平均雇用人員は、前期で1,060名、当期で1,104名であり、上記従業員数には含まれておりません。

(10) 主要な借入先（平成27年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社第四銀行	3,444百万円
株式会社みずほ銀行	1,457
農林中央金庫	914
株式会社東邦銀行	878
新潟県信用農業協同組合連合会	305
株式会社日本政策投資銀行	236
日本生命保険相互会社	120

２．会社の株式に関する事項（平成27年６月30日現在）

(1) **発行可能株式総数**　　32,200,000株

(2) **発行済株式の総数**　　18,590,000株（自己株式64,888株を含む）

(3) **株　主　数**　　4,495名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
有限会社ノザキ	5,774千株	31.16%
東京中小企業投資育成株式会社	1,104	5.95
株式会社第四銀行	920	4.96
野崎正博	522	2.81
佐藤食品工業株式会社	516	2.78
株式会社みずほ銀行	420	2.26
川口栄介	318	1.71
焼津水産化学工業株式会社	308	1.66
やまびこ持株会	308	1.66
日本生命保険相互会社	271	1.46

（注）持株比率は自己株式（64,888株）を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

平成27年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が9,295,000株増加しております。

３．会社役員に関する事項（平成27年６月30日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野崎　正博	株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長
専務取締役	廣田　恭一	一正農業科技(常州)有限公司董事長
取締役	滝沢　昌彦	管理部長
取締役	涌井　利明	経営企画部長
取締役	石原　靖之	商品開発部長
取締役	後藤　昌幸	生産統括部長
取締役	川口　栄介	富士タクシー株式会社代表取締役社長 榮組自動車株式会社代表取締役会長 株式会社マルエイ代表取締役社長 榮組運送株式会社代表取締役社長
取締役	佐藤　　功	佐藤食品工業株式会社取締役会長 ホテル朱鷺メッセ株式会社代表取締役会長 株式会社きむら食品取締役会長
取締役	古泉　　肇	亀田製菓株式会社名誉顧問 株式会社新潟国際貿易ターミナル代表取締役社長
常勤監査役	真保　俊男	
監査役	内藤　　洋	
監査役	坂井　啓二	公認会計士

（注）１．取締役川口栄介氏、佐藤　功氏、古泉　肇氏は社外取締役であります。当社は古泉　肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．監査役内藤　洋氏及び坂井啓二氏は社外監査役であります。当社は内藤　洋氏及び坂井啓二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役内藤　洋氏は、金融業界に長く在職した経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役坂井啓二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役涌井利明氏は、平成27年７月１日付で取締役経営企画部長から取締役経営企画担当に委嘱変更しております。また、同日付で当社連結子会社の一正農業科技(常州)有限公司董事長は専務取締役廣田恭一氏から取締役涌井利明氏へ変更になっております。
６．当社は執行役員制度を導入しており、平成27年６月30日現在における執行役員は次のとおりであります。なお、平成27年７月１日付で執行役員が変更になっております。変更箇所は下線で示しております。

氏　　名	担　　当
相賀　順也	執行役員　海外事業部長
間　　隆則	執行役員　東日本統括部長兼新潟支店長
小柳　啓一	執行役員　営業統括部長兼関東統括部長兼東京支店長兼営業推進課長
酒井　基行	執行役員　北海道事業部長兼札幌支店長
宮北　　渉	執行役員　バイオ事業部長兼バイオ営業部長
松原　正彦	執行役員　マルス蒲鉾工業株式会社代表取締役社長
横木　　稔	執行役員　品質保証部長兼お客様相談室長
高島　正樹	執行役員　経営企画部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

取締役　９名　104,126千円（うち社外取締役　３名　9,300千円）
監査役　３名　 18,533千円（うち社外監査役　２名　3,270千円）

（注）１．報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額（取締役14,486千円、監査役2,033千円）を含めております。
２．報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役川口栄介氏は、富士タクシー株式会社代表取締役社長、榮組自動車株式会社代表取締役会長、株式会社マルエイ代表取締役社長及び榮組運送株式会社代表取締役社長であり、榮組自動車株式会社とは車輌整備の一部委託や燃料購入の取引をしており、また、株式会社マルエイを通じ一部保険の契約をしておりますが、重要性のある取引はありません。他の２社と当社との間には特別の関係はありません。
・取締役佐藤　功氏は、佐藤食品工業株式会社取締役会長、ホテル朱鷺メッセ株式会社代表取締役会長及び株式会社きむら食品取締役会長であり、同社と当社との間には特別の関係はありません。
・取締役古泉　肇氏は、亀田製菓株式会社名誉顧問及び株式会社新潟国際貿易ターミナル代表取締役社長であり、同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況関係

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	川口栄介	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時１回）のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	佐藤　功	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時１回）のうち８回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	古泉　肇	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時１回）のうち８回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	内藤　洋	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時１回）のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に金融の専門的見地からの発言を行っております。
監査役	坂井啓二	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時１回）のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　有限責任監査法人　トーマツ

(2) 報酬等の額

区　　分	金　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

（注）１．当社監査役会は有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

５．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、当社及び子会社の取締役は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努める。

監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めることとする。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても断固拒否することを定め、排除に向けて対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、文書管理規程及び稟議決裁規程などの社内規則に則り作成、保存し管理する。

各取締役及び各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社及び子会社のリスクを統括的に管理する。

緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを規定により明確にする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月一回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。

会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、社内の業務分掌・職務権限のルールに則って適時的確に行われることとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、リスク統括室を統括部署として、当社及び子会社を対象としたコンプライアンス・マニュアルを作成し、そのルールの周知徹底を図ることとする。

重大な法令違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役及び監査役に報告する。

当社及び子会社を対象とした「内部通報制度（フリーエコー)」については、制度の周知徹底を図り、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社については、関係会社管理規程に基づき所管部門が管理を行い、業務の整合性の確保と経営効率の向上を図るものとする。

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき、当社の事前承認を求める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社へ報告する。

当社及び子会社のリスク情報の有無を監査するため、リスク統括室を中心に定期的な監査を実施する体制を構築する。

監査の結果、当社及び子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、ただちに、取締役、監査役、その他担当部署に報告される体制を構築する。

⑦ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門を担当する使用人に、必要があるときは、監査役の職務の補助業務を担当させることとする。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役より必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役の指示は受けないものとする。

当該使用人の異動には、監査役の事前の同意を必要とする。

当該使用人の独立性及び実効性の確保について監査役会規程に明記し、これを徹底する。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとする。また、監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取り扱いは一切行わないものとする。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図るものとする。

業務の適正を確保する上で重要な会議への監査役の出席を確保する。

監査役は監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができることとする。

監査役が監査を行うにあたり、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を利用する場合には、会社がその費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムに関して、以下の具体的な取り組みを行っております。

①　反社会的勢力排除に対する取り組み

当社グループの反社会的勢力排除体制は、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、管理部を所管部署として運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行います。継続取引先についても、毎年１回は取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

②　損失の危険の管理に対する取り組み

当社グループのリスク管理体制は、製品の安全・品質、重大な災害、事故及び違法行為等のリスクが発生した場合に、適切かつ迅速な対応を取ることができるように、「トータルリスクマネジメント・マニュアル」を整備し、グループ全体のリスクを統括的に管理しております。

企業活動を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、速やかに関係者の招集を図り、組織的・集中的かつ的確に対応し、被害の最小化を図る体制を整備しております。

③　職務執行の適正性及び効率的に行われていることに対する取り組み

当社では、効率的な業務執行を行うため、経営に係る重要な意思決定は毎週開催の経営会議による審議を経て取締役会に付議しております。また、執行役員制度を導入しており、経営の意思決定に基づく迅速な業務執行が可能な体制となっております。

取締役９名のうち３名は社外取締役、監査役３名のうち２名は社外監査役であり、社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し随時必要な意見表明をしており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保される体制となっております。また、監査役３名は内部監査部門及び会計監査人と密接に連携

し、監査の有効性・効率性を高めております。

④ コンプライアンスに対する取り組み

当社グループでは、「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、入社時及び階層に応じた社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

当社グループの内部通報制度の社内窓口はリスク統括室、社外窓口は顧問弁護士事務所としており、全従業員に周知徹底するとともに、通報内容が事実に基づいているかを確認後、速やかに対策を実施しております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み

当社グループ会社に関しては、毎週開催の定例会議及び四半期開催の全体幹部会議において報告事項ならびに目標の進捗状況の確認を行うとともに、経営方針の徹底及び重要な情報の伝達を行っております。

内部監査部門は、リスク統括室に２名の人員を配置し、内部監査規程に基づき、各業務執行部門及びグループ会社の監査を定期的に実施し、その結果を代表取締役に報告し、指摘事項の改善状況を管理しております。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は原則毎月開催の取締役会に出席し、常勤監査役は毎週開催の経営会議及び四半期開催の全体幹部会議に出席しており、業務の意思決定ならびに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査役監査を定期的に実施し、代表取締役への監査報告を行っております。

また、その内容は対象部門にフィードバックされ、問題点の改善状況について再度報告を求めております。

連結貸借対照表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,788,700**	**流動負債**	**10,088,069**
現金及び預金	1,210,951	支払手形及び買掛金	1,914,943
売掛金	2,663,713	短期借入金	3,650,000
商品及び製品	576,827	１年内返済予定の長期借入金	1,343,873
仕掛品	549,768	１年内償還予定の社債	1,185,000
原材料及び貯蔵品	1,610,152	リース債務	35,506
繰延税金資産	69,736	未払金及び未払費用	1,406,304
その他	108,154	未払法人税等	192,688
貸倒引当金	△604	賞与引当金	58,249
固定資産	**19,144,053**	その他	301,504
有形固定資産	**15,193,784**	**固定負債**	**6,181,227**
建物及び構築物	7,672,903	社債	2,445,000
機械装置及び運搬具	3,813,016	長期借入金	2,485,317
工具、器具及び備品	145,210	リース債務	195,362
土地	3,315,567	繰延税金負債	713,908
リース資産	207,586	役員退職慰労引当金	198,897
建設仮勘定	39,498	その他	142,741
無形固定資産	**388,231**	**負債合計**	**16,269,296**
投資その他の資産	**3,562,037**	純資産の部	
投資有価証券	2,872,177	**株主資本**	**8,020,330**
繰延税金資産	68,220	資本金	940,000
その他	646,140	資本剰余金	650,000
貸倒引当金	△24,500	利益剰余金	6,446,072
		自己株式	△15,742
		その他の包括利益累計額	**1,643,127**
		その他有価証券評価差額金	1,312,167
		為替換算調整勘定	330,960
		純資産合計	**9,663,457**
資産合計	**25,932,754**	**負債・純資産合計**	**25,932,754**

連結損益計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		34,426,717
売上原価		26,699,939
売上総利益		7,726,778
販売費及び一般管理費		7,343,989
営業利益		382,788
営業外収益		
受取利息	567	
受取配当金	28,360	
受取賃貸料	13,741	
受取手数料	20,886	
為替差益	137,223	
雑収入	54,537	255,315
営業外費用		
支払利息	132,005	
雑損失	44,446	176,451
経常利益		461,652
特別利益		
固定資産売却益	5,772	
投資有価証券売却益	1,858	
受取保険金	6,347	
補助金収入	170,092	
受取賠償金	1,246	185,317
特別損失		
固定資産除却損	9,746	
固定資産売却損	4,804	
投資有価証券評価損	1,010	
減損損失	41,360	56,921
税金等調整前当期純利益		590,047
法人税、住民税及び事業税	241,980	
法人税等調整額	222,410	464,391
少数株主損益調整前当期純利益		125,655
当期純利益		125,655

連結株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年７月１日残高	940,000	650,000	6,413,043	△15,499	7,987,544
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△92,626		△92,626
当期純利益			125,655		125,655
自己株式の取得				△243	△243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	33,028	△243	32,785
平成27年６月30日残高	940,000	650,000	6,446,072	△15,742	8,020,330

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成26年７月１日残高	760,383	94,534	854,917	8,842,462
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△92,626
当期純利益				125,655
自己株式の取得				△243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	551,783	236,425	788,209	788,209
連結会計年度中の変動額合計	551,783	236,425	788,209	820,995
平成27年６月30日残高	1,312,167	330,960	1,643,127	9,663,457

貸借対照表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,121,157**	**流動負債**	**9,833,175**
現金及び預金	508,366	買掛金	1,912,597
売掛金	2,603,065	短期借入金	3,600,000
商品及び製品	513,658	１年内返済予定の長期借入金	1,270,973
仕掛品	550,854	１年内償還予定の社債	1,185,000
原材料及び貯蔵品	1,599,545	リース債務	26,755
前払費用	32,617	未払金	854,240
未収入金	11,961	未払費用	189,266
繰延税金資産	61,261	未払法人税等	139,646
関係会社短期貸付金	190,563	未払消費税等	251,025
その他	49,526	預り金	120,043
貸倒引当金	△264	賞与引当金	53,652
固定資産	**19,151,537**	設備関係支払手形	50,900
有形固定資産	**11,807,932**	設備関係未払金	62,400
建物	5,087,726	その他	116,674
構築物	192,117	**固定負債**	**5,996,105**
機械及び装置	3,177,281	社債	2,445,000
車両運搬具	16,953	長期借入金	2,485,317
工具、器具及び備品	125,783	リース債務	165,936
土地	2,996,336	繰延税金負債	710,393
リース資産	172,233	役員退職慰労引当金	170,982
建設仮勘定	39,498	資産除去債務	18,476
無形固定資産	**310,306**	**負債合計**	**15,829,281**
借地権	206,735	純資産の部	
電話加入権	14,430	**株主資本**	**8,143,158**
リース資産	17,057	資本金	940,000
その他	72,082	資本剰余金	650,000
投資その他の資産	**7,033,299**	資本準備金	650,000
投資有価証券	2,843,626	利益剰余金	6,568,900
関係会社株式	1,522,290	利益準備金	190,095
出資金	290	その他利益剰余金	6,378,805
関係会社長期貸付金	2,288,012	製品開発積立金	170,000
長期前払費用	41,469	特別償却準備金	298,495
敷金及び保証金	28,318	公害防止準備金	10,000
会員権	30,377	海外市場開拓準備金	35,670
保険積立金	303,414	固定資産圧縮積立金	54,706
貸倒引当金	△24,500	別途積立金	1,386,000
		繰越利益剰余金	4,423,932
		自己株式	△15,742
		評価・換算差額等	**1,300,255**
		その他有価証券評価差額金	1,300,255
		純資産合計	**9,443,414**
資産合計	**25,272,695**	**負債・純資産合計**	**25,272,695**

損 益 計 算 書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		33,716,055
売上原価		25,737,435
売上総利益		7,978,619
販売費及び一般管理費		7,149,176
営業利益		829,443
営業外収益		
受取利息	60,524	
受取配当金	228,359	
受取賃貸料	45,244	
受取手数料	13,844	
為替差益	152,017	
雑収入	63,324	563,314
営業外費用		
支払利息	128,299	
貸与資産減価償却費	19,230	
支払地代	35,760	
雑損失	31,114	214,404
経常利益		1,178,353
特別利益		
固定資産売却益	2,932	
投資有価証券売却益	1,858	
受取保険金	6,347	
補助金収入	107,315	
受取賠償金	1,246	119,699
特別損失		
固定資産除却損	9,053	
固定資産売却損	4,804	
投資有価証券評価損	1,010	
減損損失	41,360	56,228
税引前当期純利益		1,241,824
法人税、住民税及び事業税	167,123	
法人税等調整額	227,290	394,414
当期純利益		847,410

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				製品開発積立金	特別償却準備金	公害防止準備金	海外市場開拓準備金	固定資産圧縮積立金
平成26年７月１日残高	940,000	650,000	190,095	170,000	77,606	10,000	35,670	54,706
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
特別償却準備金の積立					229,932			
特別償却準備金の取崩					△9,042			
当期純利益								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	220,889	―	―	―
平成27年６月30日残高	940,000	650,000	190,095	170,000	298,495	10,000	35,670	54,706

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	
	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成26年７月１日残高	1,386,000	3,890,039	5,814,117	△15,499	7,388,618	750,922	8,139,541
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△92,626	△92,626		△92,626		△92,626
特別償却準備金の積立		△229,932	―		―		―
特別償却準備金の取崩		9,042	―		―		―
当期純利益		847,410	847,410		847,410		847,410
自己株式の取得				△243	△243		△243
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						549,332	549,332
事業年度中の変動額合計	―	533,893	754,783	△243	754,540	549,332	1,303,872
平成27年６月30日残高	1,386,000	4,423,932	6,568,900	△15,742	8,143,158	1,300,255	9,443,414

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年８月14日

一正蒲鉾株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　谷　和　正　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　若　松　大　輔　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、一正蒲鉾株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年８月14日

一正蒲鉾株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　谷　和　正　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　若　松　大　輔　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評

価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年８月19日

一正蒲鉾株式会社　監査役会

常勤監査役　真保俊男　㊞

社外監査役　内藤洋　㊞

社外監査役　坂井啓二　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、１株につき６円の普通配当に、東京証券取引所市場第一部銘柄指定記念配当50銭、創業50周年記念配当１円を加え、７円50銭といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金７円50銭　　総額 138,938,340円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年９月18日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更をするため、定款の一部を変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするほか、取締役の責任を法令の限度において免除することを可能とするために一部変更を行うものであります。なお、取締役の責任免除の規定の新設及び責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　　＜条文省略＞	第１条～第３条　　＜現行どおり＞
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	＜削除＞
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第５条～第17条　　＜条文省略＞	第５条～第17条　　＜現行どおり＞
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数）	（員数）
第18条　当会社の取締役は、１０名以内とする。	第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。
＜新設＞	２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任）	（選任）
第19条　取締役は、株主総会においてこれを選任する。	第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２～３　＜条文省略＞	２～３　＜現行どおり＞
（任期）	（任期）
第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
＜新設＞	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
＜新設＞	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役選定する。	（代表取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
（役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	（役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条　＜条文省略＞	第23条　＜現行どおり＞
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。
2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議） 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。賛否同数の場合は議長の判断によってこれを決する。	（取締役会の決議） 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2　＜条文省略＞	2　＜現行どおり＞
＜新設＞	（業務執行の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の運営） 第26条　取締役会の運営については、取締役会の定める「取締役会規程」による。	（取締役会規程） 第27条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

現　行　定　款	変　更　案
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役との責任限定契約） 第28条　＜新設＞	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計額とする。
第29条　＜条文省略＞	第30条　＜現行どおり＞
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査等委員会
＜新設＞	（監査等委員会） 第31条　監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。
＜新設＞	2　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。
（員数） 第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。	＜削除＞
（選任方法） 第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	＜削除＞
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
3　当会社は、会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
4　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	＜削除＞
（任期）	
第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	＜削除＞
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	＜削除＞
（常勤監査役および常任監査役）	
第33条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、監査役は、互選により常任監査役を定めることができる。	＜削除＞
（監査役会の招集の通知）	（監査等委員会の招集通知）
第34条　監査役会招集の通知は、各監査役に会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。	第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。
2　監査役の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	2　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議）	
第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	＜削除＞
（監査役会の運営）	（監査等委員会規程）
第36条　監査役会の運営については、監査役会の定める「監査役会規程」による。	第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。
（報酬等）	
第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
（社外監査役との責任限定契約） 第38条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	＜削除＞
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第39条～第40条　＜条文省略＞	第34条～第35条　＜現行どおり＞
（報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
第42条～第45条　＜条文省略＞	第37条～第40条　＜現行どおり＞

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	野崎　正博（のざき　まさひろ） （昭和33年２月５日生）	昭和56年４月　当社入社 平成３年９月　取締役営業部長 平成９年９月　常務取締役営業本部長 平成11年９月　代表取締役社長（現任） 平成19年５月　株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長（現任）	522,120株
2	廣田　恭一（ひろた　きょういち） （昭和25年９月22日生）	昭和48年４月　株式会社第四銀行入行 平成17年３月　当社出向　企画管理部長 平成18年９月　当社入社　管理部長 平成18年９月　取締役管理部長 平成19年10月　常務取締役管理部長 平成20年８月　常務取締役 平成21年９月　専務取締役（現任） 平成24年12月　一正農業科技(常州)有限公司董事長	20,000株
3	滝沢　昌彦（たきざわ　まさひこ） （昭和29年７月７日生）	昭和53年４月　株式会社第四銀行入行 平成23年２月　当社出向　管理部付部長 平成23年７月　当社入社　管理部付部長 平成23年９月　取締役管理部長（現任）	2,000株
4	涌井　利明（わくい　としあき） （昭和30年12月10日生）	昭和54年４月　当社入社 平成14年７月　東京支店長 平成18年２月　営業統括部長兼特販営業部長 平成20年５月　西日本統括部長 平成24年７月　執行役員西日本統括部長兼福岡支店長 平成25年２月　執行役員経営企画部長 平成25年９月　取締役経営企画部長 平成27年７月　取締役経営企画担当／一正農業科技（常州）有限公司董事長（現任）	8,160株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	石原（いしはら）　靖之（やすゆき） （昭和30年12月25日生）	平成３年４月　当社入社 平成14年３月　バイオ事業部長兼栽培センター長 平成16年３月　営業統括部長 平成18年２月　バイオ事業部長兼バイオ研究室長 平成22年２月　営業本部長兼営業統括部長 平成22年７月　執行役員営業本部長兼営業統括部長 平成25年３月　執行役員営業本部長兼営業統括部長兼営業企画部長 平成25年９月　取締役営業統括部長 平成26年１月　取締役商品開発部長（現任）	8,000株
6	後藤（ごとう）　昌幸（まさゆき） （昭和33年10月26日生）	昭和60年11月　当社入社 平成14年７月　本社工場長 平成24年３月　生産統括部長兼商品開発部長 平成24年７月　執行役員生産統括部長兼商品開発部長 平成25年２月　執行役員生産統括部長 平成25年９月　取締役生産統括部長（現任）	6,000株

（注）各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	真保　俊男（しんぼ　としお） （昭和28年８月６日生）	昭和53年４月　株式会社第四銀行入行 平成20年８月　当社出向　管理部長 平成22年７月　当社入社　執行役員管理部長 平成23年９月　常勤監査役（現任）	4,000株
2	内藤　洋（ないとう　よう） （昭和11年11月５日生）	平成２年６月　株式会社第四銀行取締役 平成６年６月　同行　常勤監査役 平成９年６月　第四ジェーシービーカード株式会社代表取締役社長 平成12年５月　株式会社エヌシーエス取締役会長 平成13年９月　同社代表取締役社長 平成16年９月　当社監査役（現任）	12,000株
3	坂井　啓二（さかい　けいじ） （昭和23年５月28日生）	昭和52年３月　公認会計士登録 昭和60年３月　坂井会計事務所開設（現業） 平成６年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員 平成19年６月　日本公認会計士協会新潟県会会長 平成24年９月　当社監査役（現任）	― 株
4	古川　兵衛（ふるかわ　ひょうえ） （昭和23年３月５日生）	昭和50年４月　弁護士登録 昭和52年５月　古川兵衛法律事務所開設（現業）	― 株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．内藤　洋氏、坂井啓二氏及び古川兵衛氏は、社外取締役候補者であります。

３．内藤　洋氏は、金融業界に長く在職した経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。

４．坂井啓二氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として高度な専門的知識と豊富な経験等を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

5．古川兵衛氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、専門的な知識・経験等を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6．当社は、内藤　洋氏及び坂井啓二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、古川兵衛氏につきましても、独立役員となる予定であります。
7．当社は、内藤　洋氏、坂井啓二氏及び古川兵衛氏が選任された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計額としております。さらに、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、真保俊男氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成22年９月17日開催の第46期定時株主総会において年額20,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額25,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,000万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は９名（うち社外取締役３名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は６名（うち社外取締役０名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈、ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます川口栄介氏、佐藤　功氏、古泉　肇氏及び第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決され定款変更の効力が生じた時をもって監査役を退任されます真保俊男氏、内藤　洋氏、坂井啓二氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員の協議に、また、取締役、監査役を歴任した佐藤　功氏及び古泉　肇氏については、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査等委員の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
川口（かわぐち）　栄介（えいすけ）	平成13年９月　当社社外取締役　現在に至る
佐藤（さとう）　功（いさお）	平成13年９月　当社社外監査役 平成16年９月　当社社外取締役　現在に至る
古泉（こいずみ）　肇（はじめ）	平成13年９月　当社社外監査役 平成16年９月　当社社外取締役　現在に至る
真保（しんぼ）　俊男（としお）	平成23年９月　当社常勤監査役　現在に至る
内藤（ないとう）　洋（よう）	平成16年９月　当社社外監査役　現在に至る
坂井（さかい）　啓二（けいじ）	平成24年９月　当社社外監査役　現在に至る

また、当社は、平成27年８月25日開催の取締役において、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」を原案どおり承認可決されることを条件として、重任される取締役６名に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各取締役の退任時とし、その具体的金額、贈呈の方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
野崎　正博（のざき　まさひろ）	平成３年９月　当社取締役 平成９年９月　当社常務取締役 平成11年９月　当社代表取締役社長　現在に至る
廣田　恭一（ひろた　きょういち）	平成18年９月　当社取締役 平成19年10月　当社常務取締役 平成21年９月　当社専務取締役　現在に至る
滝沢　昌彦（たきざわ　まさひこ）	平成23年９月　当社取締役　現在に至る
涌井　利明（わくい　としあき）	平成25年９月　当社取締役　現在に至る
石原　靖之（いしはら　やすゆき）	平成25年９月　当社取締役　現在に至る
後藤　昌幸（ごとう　まさゆき）	平成25年９月　当社取締役　現在に至る

第８号議案　監査等委員である取締役以外の取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役でないものを除き、以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下、対象取締役とあわせて「対象役員」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するため、報酬等の額及び内容についてのご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、当社の業務執行を担う対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成28年６月末日で終了する事業年度から、対象取締役に対して支給するため、報酬等についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本制度の導入は、以上のような目的によるものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決され、第２号議案「定款一部変更の件」の決議による定款変更の効力が生じますと、本制度の対象となる取締役の員数は６名となります。

本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

２．本制度における報酬等の額の算定方法及び内容ならびに参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、報酬月額、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の監査等委員である取締役以外の業務執行取締役（なお、非業務執行取締役は本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

平成27年12月１日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（６）及び（７）に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、平成28年６月末日で終了する事業年度から平成30年６月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、138百万円を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として３事業年度ごとに、以後の３事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金員（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資または株式取得の原資に充当することとしますので、残存株式等を勘案したうえで、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

当初対象期間における株式の取得の予定は次のとおりであります。

当初信託設定日：平成27年12月１日（予定）

当初信託拠出額：46百万円（予定）

当面取得する株式の数の上限：38,000株（予定）

当面取得する株式の対価の上限：46百万円（予定）

上記株式を取得する時期：信託設定後原則として２か月以内

詳細につきましては、本議案のご承認をいただいた後、取締役会において決定のうえ、適時適切に開示いたします。

上記のとおり当初の信託設定を実施した場合、当初対象期間について上記（４）の拠出額上限（138百万円）の残額（92百万円）につきましては、当初対象期間におけるポイントの付与状況、当社の業績、財務状況等を勘案し、必要に応じて、当社取締役会において本信託への追加拠出を検討いたします。取締役会が追加拠出について決定した場合は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式数の算定方法と給付される当社株式数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における報酬月額、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役に付与される３事業年度当たりのポイント数の合計は、96,000ポイント、執行役員に付与される３事業年度当たりのポイント数の合計は、18,000ポイントを上限とします。これは、現在の当社の株価水準、当社の役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（７）の株式給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時までに当該対象役員に付与されたポイントを合計した数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 株式給付及び報酬等の額の算定方法

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

対象取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各対象取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とし、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金員が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象役員に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金員については、上記（９）により対象役員に給付される金員を除いた残額が当社に給付されます。

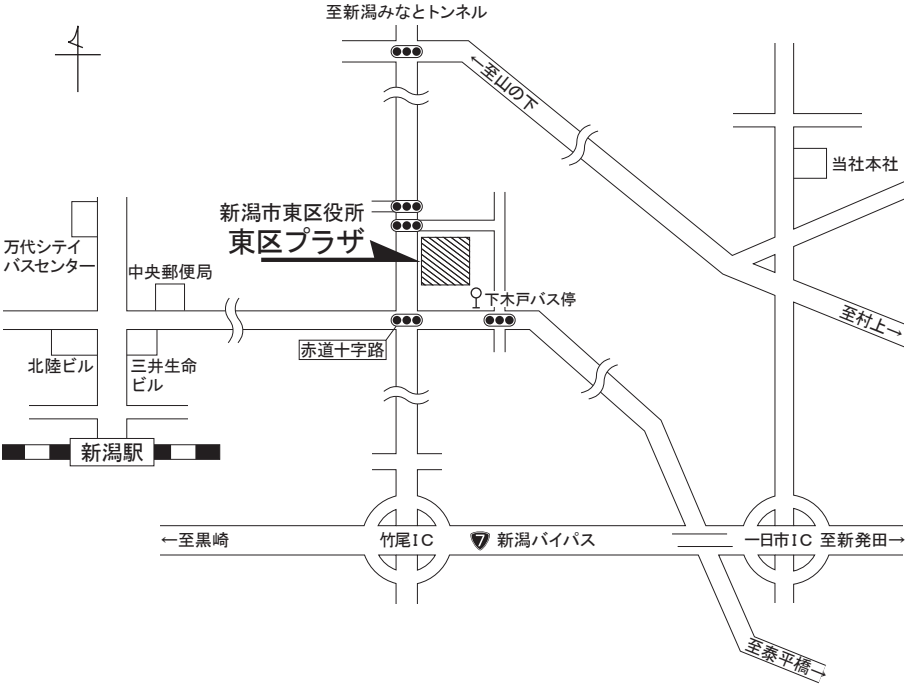
以　上

〈メ　モ　欄〉

定時株主総会会場ご案内図

会場　新潟市東区下木戸１－４－１　　新潟市東区役所２階
東区プラザ　ホール
電話　０２５－２５０－２１４５

開催場所が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申しあげます。



交通　・新潟駅より車で約１５分
・竹尾ＩＣより車で約５分
・新潟交通バス「万代シテイバスセンター」から、牡丹山線、新発田線、新崎・競馬場線、一日市・大江山線、津島屋線、豊栄線で各約２０分「下木戸」バス停下車 徒歩約３分

※駐車場は１階４階、屋上に300台、無料でご利用いただけます。ただし区役所他、施設内の共通駐車場ですので、必要台数が確保されているわけではございません。できるだけ公共交通機関をご利用ください。